



学費負担軽減ワーキンググループ 平成27年度とりまとめ参考資料

奨学金制度（案）の概要

【奨学金の運営主体】

- 公益社団法人日本航空機操縦士協会において引受けを検討中

【奨学生の選定期間／方法】

- 本奨学金制度に参画する民間養成機関は、運営主体へ奨学生を推薦
- 推薦に当たっては、各民間養成機関に推薦枠を設ける
- 運営主体が設置する審査会により、民間養成機関より推薦のあった者の中から奨学生を選定

※なお、奨学生の選定は、民間養成機関入学前に行うことが望ましいが、奨学生の返済不能時における債務保証は、当該奨学生を推薦した養成機関が行う（適宜、保証機関を活用）ことから、民間養成機関は債務保証を行うことができる段階以降に推薦を行う。

【奨学金の返済方法】

- 返済期間は15年とし、原則月払い
- 就職先の協力を得て、給与振込口座からの引落とし等を実施

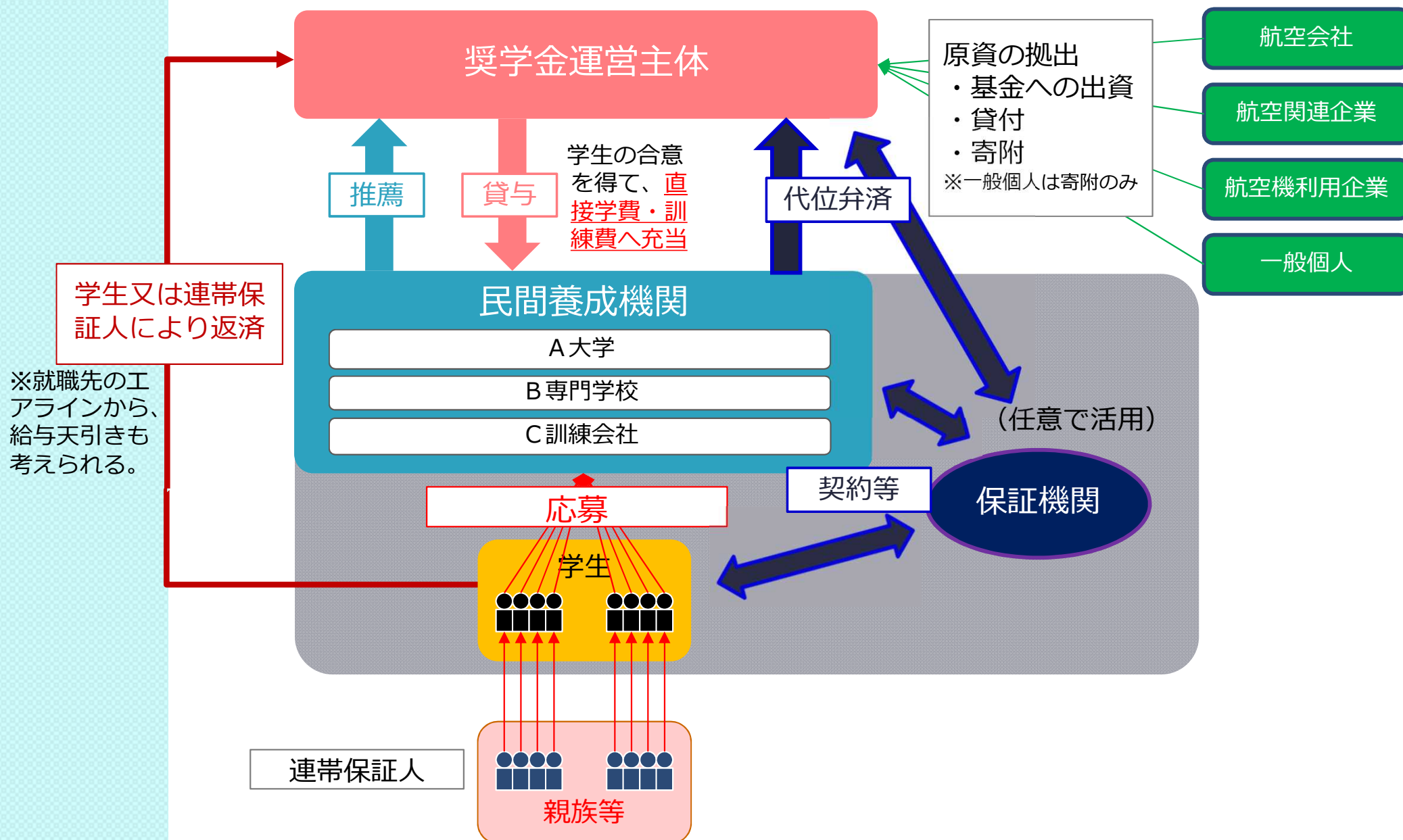
【返済不能リスクに対する保証】

- 民間養成機関は、自ら保証を行うか、保証機関を活用して債務保証を行う。

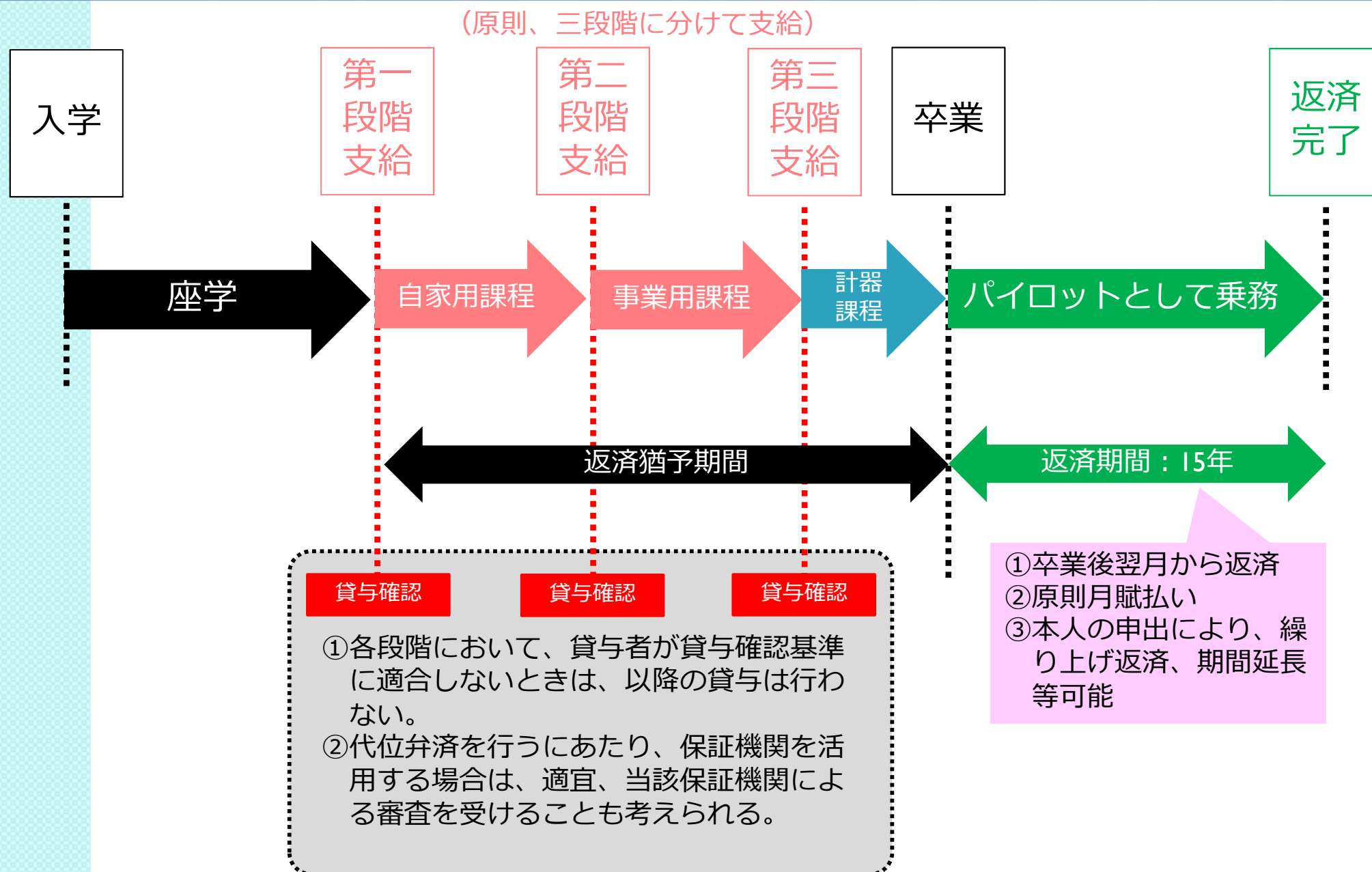
【必要な資金の確保】

- 航空会社や民間養成機関が最大限の努力を行う。また、関係者が協力して各方面への出資要請

奨学金制度（案）の全体像



奨学金制度（案）の支給から返済までのイメージ



奨学金事業の創設に向けた航空業界が一丸となった取組

新たに創設する奨学金制度の資金確保について、「航空業界が最大限努力した上で、広く一般社会にも協力を求める」こととしており、航空業界が一丸となった努力をしていく必要がある。こうした方針を踏まえ、航空会社、民間養成機関等は、以下の内容を行うこととする。

- ・ 航空会社等は、奨学金事業の原資の拠出、管理運営への資金面・人材面の協力等を行う。
- ・ 民間養成機関は、奨学金事業の手続きに係る協力を行うとともに、奨学金の原資に影響が及ぶことのないよう債務保証等について協力、管理運営への資金面・人材面の協力等を行う。

航空業界における最大限の努力

航空会社、
航空機製造メーカー等

奨学金事業の原資への拠出
管理運営への資金面・人材面の協力 等

民間養成機関

(航空機操縦士養成課程を有する私立大学、
航空専門学校、訓練事業会社)

奨学金の原資に影響が及ぶことのないよう
債務保証等について協力
奨学金事業の手続きに係る協力
管理運営への資金面・人材面の協力 等

今後の取組み

- 奨学金事業は、平成28年度からの運用をめざす。
- 本奨学金の運営主体が正式に決定した後、運営主体を中心に関係者間において引き続き検討を進め、可及的速やかにスキーム等を決定する。
- 具体的な募集や選定の時期についても、本奨学金制度に参画する民間養成機関との調整を経て、早急に決定する。
- 奨学金事業を実施する上で必要不可欠となる奨学金の原資及び管理運営費の調達等について、航空会社・民間養成機関において可能な最大限の努力について早急に取りまとめる。
- また、関係者が一丸となって、アイディアを持ち寄り、奨学金事業の開始に向けて各方面へ積極的に協力を働き掛ける。